

平成 29 年 6 月 定例 教育 委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成 29 年 6 月 29 日 (木) 午後 3 時 00 分 ~ 4 時 55 分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美	勝山 健一

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	西田 生涯学習部次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	増井 生涯学習課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長
尾谷 中央図書館長	上田 金剛図書館長			
				(書記)小島 教育総務課長代理

平成 29 年度 6 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 6 月 29(木)
開会：午後 3 時 00 分
閉会：午後 4 時 55 分

山本教育総務課長

平成 29 年度 6 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、7 月 27 日（木）午後 2 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

会議を進める前に、今回の会議から、新たに教育委員として勝山委員を迎えることができました。また、前任の益田委員からは、「本来ならば会議に出向いてお礼を申し上げるところですが、都合がつかないので、皆様方にはお世話になり感謝しておりますことを伝えてください」というお言葉を頂戴しておりますので、皆様にお伝えいたします。それでは、平成 29 年度 6 月定例教育委員会会議を開会いたします。まずは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、山元委員よろしくをお願いいたします。

山元委員

わかりました。

芝本教育長

続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 5 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は 5 件の報告がございます。それでは、報告第 5 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は「新たに承認申請のあった行事」が 3 件ございますので、まずは、①の行事について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、「新たに後援名義承認申請のあった行事」につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「大阪府民カレッジ・富田林校」で、主催者は、「特定非営利活動法人 大阪府民カレッジ」理事長 北田一誠 氏でございます。この行事は、地域の現状、歴史、文化等を総合的に学び、地域参加活動を通じて相互理解を深め、地域の活性化と社会福祉に寄与することを目的としております。内容としましては、富田林市に特化した地域密着型のカリキュラムを編成し、まち歩きや、テーマに沿って、大学教授や本市関係各課などから講師を迎えて学習します。実施期間は、平成 30 年 4 月 16 日（月）から平成 31 年 3 月 18 日（月）までの期間で、授業数は、年間で 26 回となっております。実施場所については、主に富田林市民会館を予定されており、受講料は、年間で 26,000 円でございます。この府民カレッジは、平成 29 年度に東大阪市、枚方市で開校しており、市、及び教育委員会の後援名義を承認されております。平成 30 年度に富田林市で開校するにあたり、今回、新たに後援名義の申請をされたものです。今回の行事内容につきましては、営利目的や政治的活動、宗

教的活動ではなく、「後援等に関する事務処理要領」に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長
古村教育総務部次長代理

それでは、次に、②の行事について、教育指導室から説明をお願いします。

それでは、「新たに後援名義承認申請のあった行事」のうち②の行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「第55回大阪府小学校社会科教育研究会南河内大会」です。主催者は「大阪府小学校社会科教育研究会」で、平成29年11月17日（金）に松原市立松原北小学校にて開催予定です。本行事は、毎年1回、大阪府内において各地区が輪番で幹事となり開催される小学校社会科の教育研究大会で、大阪府内から小学校教職員、管理職、教育委員会指導主事が集まり、研究授業等を通して、社会科の授業の在り方について論議を深める大会であります。本市立小学校教職員も多数参加することから、教員の授業力向上・社会科教育の発展に資するものであると期待される行事であり、本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長
増井生涯学習課長

それでは、次に、③の行事について、生涯学習課から説明をお願いします。

それでは、「新たに後援名義承認申請のあった行事」のうち③の行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「キッズサッカーフェスティバル」でございます。申請者は、「富田林常盤フットボールクラブ」代表 寺尾 太 氏でございます。内容につきましては、子どものサッカー教室と富田林市消防本部による指導者・保護者向けの講習会でございます。開催日時は、平成29年7月9日の午前9時30分～正午で、開催場所は、富田林小学校グラウンド及び体育館でございます。目的は、青少年の健全な心身の育成並びに仲間意識・フェアプレーの精神の向上とサッカーの普及でございます。対象者についてですが、4歳から小学校6年生まで子どもと、その保護者となっております。参加料は、無料でございます。行事内容につきましては、サッカーを通じ、子どもたちに、ルールを守り、運動をする楽しさや喜びを体験する機会の提供と指導者や保護者に対し不慮の事態に備えて、富田林市消防本部による講演会も行われます。たくさん子どもたちにサッカーの楽しさを伝える教室であり、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められたため承認をお願いするものでございます。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長

それでは、新たに後援名義承認申請のあった行事につきまして、何かご質問等はありませんか。

阪井教育長職務代理者

③の行事について、対象者に保護者も含まれていると説明がありましたが、報告第5号の対象者には記載がありません。間違いはないでしょうか。

増井生涯学習課長

一緒に来られた子どもたちの保護者も参加できる行事内容となっております。

阪井教育長職務代理者

参加料は無料となっておりますが、万が一の怪我などに対する保険は、主催者側が負担しているのでしょうか。

増井生涯学習課長

主催者側の負担によりスポーツ安全保険に加入されます。

芝本教育長

他に、何かご質問等はありませんか。

山元委員	①の行事について、主催者の理事長のプロフィールがわかれば教えてください。また、②の行事について、記念講演の内容について教えてください。
山本教育総務課長	①のご質問につきましては、申請時に提出された書類では確認することが出来ません。改めて確認いたします。
古村教育総務部次長代理	②の記念講演の内容につきましては、大阪城天守閣館長 北川央 氏による演題「大阪夏の陣 道明寺合戦」でございます。
芝本教育長 仲野委員	他に、何かご質問等はございませんか。 ①の行事名について、富田林校となっておりますが、講師の予定者について教えてください。
山本教育総務課長	「とんだばやし発見出前講座」から、政策推進課や文化財課の市職員、大阪市立大学の大学院教授、大阪府立大学名誉教授などに講師を依頼されています。
阪井教育長職務代理者	大阪市内でも行事を主催していますが、今回、富田林校を開校される理由について、わかる範囲で教えてください。
山本教育総務課長	主催者はこの行事を市内だけではなく、府内にも広めたいと考えており、南河内については、歴史的文化・価値のある富田林市で開校したいと伺っております。
芝本教育長	受講料 26,000 円については、どのように考えていますか。
山本教育総務課長	授業数は全 26 回、授業時間は午前 10 時から午後 3 時までを予定しており、1 回あたりに按分すると 1 回 1,000 円となります。講師謝金、賃借料、プリント費用などを考えますと適切かと考えます。
芝本教育長	他に、何かご質問等はございませんか。そうしましたら、これまで承認したことのある④～⑬の行事について、何かご質問等はございませんか。
阪井教育長職務代理者	⑫の行事について、参加料は無料となっておりますが、行事開催にあたり、スポーツ保険等の加入について、教育委員会では、新規申請、継続申請に関わらず、事前に収支報告書などで確認されていますか。
増井生涯学習課長	⑫の行事については、申請時に提出していただいている収支報告書により、スポーツ保険の加入を確認しています。また、他の行事につきましても、万が一の怪我等に対する保険の加入については、新規・継続申請に関わらず確認するよう努めています。
芝本教育長	今後も保険の加入については、新規・継続申請に関わらず事前に確認するようお願いいたします。他に、ご質問等はございませんか。 特に無いようですので、続きまして、報告第 6 号「平成 29 年第 2 回(6 月)富田林市議会定例会の報告について」に進みます。今回も多くのご質問をいただきましたが、まずは、生涯学習部関連について説明を求めますので、資料 1、中央図書館から報告をお願いします。
尾谷中央図書館長	それでは、図書館関連について報告いたします。資料 1 をご覧ください。公明党草尾議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、図書館の利便性向上のために、①図書館から遠い地域の方の利便性を考えて、宮崎県の串間市や埼玉県在所沢市で実施されているコンビニでの予約本の受取りや返却ができるようになれば ②図書館から遠い南海電鉄の滝谷駅、近畿日本鉄道の滝谷不動駅、川西駅、汐の宮駅に返却ボックスの設置をすれば、次に借りる本が無いときなどに、返却ができ、図書館から遠い地域の方の利便性の向上となるのでは ③いろいろなジャン

ルの本が入ったお楽しみ袋を借りることで、普段読まない本を手にとることができ、読書に興味を持つきっかけになるのではないかと内容でございました。

《資料1 答弁内容について説明》

以上で、図書館関連の報告とさせていただきます。

芝本教育長
房田生涯学習部次長代理

ありがとうございます。次に、文化財課より報告をお願いします。

それでは、文化財課関連について報告いたします。資料2をご覧ください。公明党草尾議員からの代表質問で、質問の趣旨としましては、「平成27年に創設された国の「日本遺産」認定制度について、各地域の文化財などを活かしたストーリーを創り、それが認定されることにより地方創生に資する制度であり、一昨年より市で取り組むよう質問をしている。昨年、楠木正成・正行関係で関西6市町村が連携して申請をしたが残念な結果であった。改めて、「日本遺産」が認定された場合、富田林市のメリットを伺いたい。また、国は2020年までに全国100カ所程度を認定する目標で、現在57ヶ所であるため、チャンスはある。富田林には「寺内町」があり、それを中心として、他自治体との連携を模索し、また、市で単独申請ができる要件である「歴史文化基本構想」策定を並行して取り組み、市内一丸となって進めるべきではないか。」との質問でした。

《資料2 答弁内容について説明》

以上で、報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、生涯学習部関連の報告で、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

資料1について、羽曳野市の古市駅には駅の改札近くに本棚があって、本が置かれています。あれは、図書館などで不要になった本などを集めて、貸し出しというか、自由に読んでくださいという取り組みでしょうか。

尾谷中央図書館長

市民の方が不要になった図書を図書館に寄贈された中から図書館で不要の図書を本棚に設置し、借りるのも返すのも自由と伺っております。本市では昨年度に、市民会館内の喜志分室を閉室した際に、市民会館のロビーに同じようなコーナーを作りました。これは、図書館で除籍になった図書をリサイクル図書として置き、自由に持って帰ってもよいし、その場で読んで戻して頂いても構わないという取り組みでございます。

阪井教育長職務代理者

図書の回収率は把握されていますか。

尾谷中央図書館長

職員が定期的に図書の整理をしていますが、戻ってきている割合は多いと思います。

阪井教育長職務代理者

そのような取り組みを本市でも行っているのであれば、近鉄日本鉄道では古市駅で実施していることから、協力体制は可能ではないかと思っております。遠方に住んでおられる方は、図書館に本を借りに行くこと自体が大変なことで、古市駅のように駅で置いてある本を読んでおられる方は多いと思います。電車の車内やホームで、古市駅で置いている本を読んでいる人を見かけることもあります。読んでいる本に本市のマークが入っていたらPRにもなるかと思っておりますので、一度検討してみてもと思います。

尾谷中央図書館長

議員ご質問の趣旨とは内容が異なりますが、貴重なご意見、ありがとうございます。

芝本教育長

他に、ご質問などはございませんでしょうか。

仲野委員

同じく資料1について、「福袋」とは、本を全く見ることはできないのでしょうか。

尾谷中央図書館長

テーマやジャンルに沿った本を「福袋」として職員が紙袋などの中に入れて福袋とし、福袋外側のバーコードで本を読み取ることで、貸し出しを可能としています。費用もあまりかからないことから、提供に向けて取り組んでいきたいと考えています。

仲野委員

わかりました。

芝本教育長

他に、ご質問などはございませんでしょうか。それでは、次に教育総務部関連について、教育総務課より報告をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、教育総務課関連について報告いたします。資料3をご覧ください。とんだばやし未来 川谷議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、「和田中学校」などの例を挙げながら、空き教室を利用することで地域の人が自由に出入りできる地域活動の拠点となる場所を確保し、学校の中の諸課題を地域の人と解決していくことができるよう、モデルケースとして1校でも実施していくべきであるとするが、その見解を問うものでございました。

《資料3 答弁内容について説明》

続いて、資料4をご覧ください。とんだばやし未来 川谷議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、学校というのは、単に勉強するだけでなく、友だちをつくったり、集団の中で切磋琢磨することによって、コミュニケーション能力や社会性、協調性を身に付ける場である。現在、児童数が減少している学校では、人と人とのかかわり合いの機会を増やすよう、様々な工夫を進めているようですが、授業中など一日中同じ時間をクラスメートと共有して、初めて社会性や協調性が生まれてくると考えます。スクールバスを運行し、通学の保障を前提とした小学校の統廃合について見解を問うものでございました。

《資料4 答弁内容について説明》

以上で、教育総務課関連のご報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。次に、学校給食課より報告をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、学校給食課関連について報告いたします。吉年議員からの個人質問で、配慮を要する保護者や児童への対応の一つとして、中学校の「給食の日」の拡充について問うものでございました。

《資料9 答弁内容について説明》

以上で、学校給食課関連のご報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、教育総務課、学校給食課関連の報告で、何かご質問等はありませんか。

仲野委員

資料3については、教育総務課というより教育指導室、学校長などが、これから考えていただく必要がある内容と思います。新学習指導要領の方向性のひとつに、社会に開かれた教育課程があります。それを具体化するのはどうしたらよいか考えるにあたって、一つの手段として資料3で答えられたことにヒントがある気がします。今後、新学習指導要領により、どうすれば、社会に開かれた教育課程を実践できるか研究していけるよう学校長などにアピールしていただけたらと思います。

古村教育総務部次長代理

ご指摘いただいた内容につきましては、新学習指導要領の改訂で強調されていることでもございますので、各学校へ指導、助言していきたいと思っております。

芝本教育長

他に、ご質問などはございませんか。

阪井教育長職務代理者 資料9について、貧困が原因で弁当を持参できていない、もしくは持参しても、おにぎり一つだけ、というような、貧困が原因で昼休みにお腹を空かせている生徒は本市の場合、実態としてあるのでしょうか。

植野教育総務部付部長 栄養面で偏った食事をとっている生徒は見受けられます。

阪井教育長職務代理者 家庭訪問などにより実態を把握しているのでしょうか。子どもの貧困対策として、教育委員会として根本的に考えなければならない事実はあるのでしょうか。

植野教育総務部付部長 近隣の市町村では、中学校においても全員給食の市町村もございますし、選択制を採用している市町村でも、中学校の給食費を補助する市町村も増えてきています。そういった点も踏まえての議員の質問でございました。

芝本教育長 昼休みにお腹を空かせ、昼食をとっていない生徒は本市の場合、実態としてあるのでしょうか。

植野教育総務部付部長 貧困により昼休みにお腹を空かせ、昼食をとっていない生徒の報告はございません。

阪井教育長職務代理者 貧困対策の一環として、中学校の給食費を所得に応じて生活保護の医療券みたいな方法で、給食券を発行するなどの発想もあるかと思います。月1回、全員給食を実施した場合、経費が高額になると答弁されていますが、これは、どういったことでしょうか。

金銅教育総務部理事 全中学校の全学年が月に1回、全員喫食した場合、材料費として年間で約1千万円の経費が必要になることを説明させていただきました。

阪井教育長職務代理者 これは、貧困対策ではなく全員喫食という意味合いでしょうか。議員の質問は必ず、月1回、全員喫食の日を作ることが目的ではないと思うのですが。質問の趣旨と答弁が少し違うような気もするのですが。

金銅教育総務部理事 本来、給食の日とは、中学校給食を食べたことのない生徒にも中学校給食を喫食してもらうことによって、喫食率の向上を図ることを目的としています。議員は、就学援助の生徒以外の一般家庭にも貧困の家庭は存在すると思うので、食育のなかで、全員喫食の日を増やすことで少しでも貧困対策にならないのかと考えておられましたので、それを踏まえての答弁でございます。

阪井教育長職務代理者 費用面から考えても、全員喫食の日を増やすより、他に対策が可能であれば、そちらで考える方が良くないかと思いました。

芝本教育長 ありがとうございます。他に、ご質問等はございませんか。それでは最後に、教育指導室より報告をお願いします。

古村教育総務部次長代理 それでは、教育指導室関連について報告いたします。まずは、資料5をご覧ください。とんだばやし未来 川谷議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、昨年12月に成立した「教育機会確保法」の主旨をふまえ、不登校児童生徒への支援を更に進める必要があるとの主旨から、本市の不登校の状況、取組み、課題を問うものでした。

《資料5 答弁内容について説明》

続いて、資料6をご覧ください。吉年議員からの個人質問でございます。質問の趣旨としましては、全国的に学校事故が増加していることから、本市における校舎内、運動会での組体操、中学校での柔道の授業や部活動での事故の状況、防止対策等について問うものでした。

《資料6 答弁内容について説明》

続いて、資料7をご覧ください。吉年議員からの個人質問でございます。質問の趣旨としましては、「二分の一成人式」の取組みが小学校で広がっていると聞いているが、取組みそのものは意義のあることだが、厳しい状況にある家庭の親子にとって、つらい思いをすることになっていないか危惧される場所である。本市の実施状況と具体的な配慮について問うものでした。

《資料7 答弁内容について説明》

続いて、資料8をご覧ください。吉年議員からの個人質問でございます。配慮を要する児童生徒と保護者への支援を充実させるため、就学援助制度を見直すべきであるとの主旨からの質問です。具体的には、支給時期を早めること、中学校給食を支給対象とすること、医療券をより使いやすくすることについての見解を問うものでした。

《資料8 答弁内容について説明》

最後に、資料10をご覧ください。吉年議員からの個人質問でございます。質問の趣旨としましては、ひどい虫歯で、咀嚼することができない、いわゆる「口腔崩壊」状態にある児童がいることが報告されているが、本市における「口腔崩壊」の状況と、歯科検診後に治療勧告を受けても受診しない家庭への対応や支援を要する家庭への支援策について問うものでした。

《資料10 答弁内容について説明》

以上で、教育指導室関連のご報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、教育指導室の報告で、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

資料6、本市での学校事故について、ここ数年は増加傾向ですか。それとも減少向にあるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

近年の推移につきましては、横ばい傾向であると思います。

阪井教育長職務代理者

では、事故件数の多い学校について、学校間での差があることの原因について、教育指導室はどのように考えておられますか。

古村教育総務部次長代理

軽微な怪我から重篤な怪我まで報告している学校と、重篤な怪我のみ報告している学校など、報告件数に差があったことが原因と考えています。

阪井教育長職務代理者

入学式や卒業式、運動会などで学校を訪問した際、急な階段などがある学校も見受けられますが、立地条件により事故件数は変わらないのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

件数につきましては、学校からスポーツ振興センターへ申請した件数により判断していますが、どの程度の怪我によって医療機関へ受診するのかの判断については学校判断によるものが大きく、立地条件によるものではないと考えます。

植野教育総務部付部長

学校によっては、軽微な事故が起りやすい場所はあると思いますが、重大な事故につながるような施設上の問題はございません。

阪井教育長職務代理者

学校間の差について、教育委員会側の対応によって減少できる事故があれば、努力すべきかと思いますが。

芝本教育長

事故の原因を分析し、子どもたちの怪我が少なくなるよう、引き続き対応をお願いいたします。他に、ご質問等はございませんか。

勝山委員	資料10について、すべての学校で歯みがきするような指導はいきわたっているのでしょうか。
古村教育総務部次長代理	昼食後に、ぶくぶくうがいで対応する学校もあれば、歯みがきをする学校もごさいます。学校毎の判断により対応しているところですが、歯科衛生士による歯みがき指導は全校で実施しております。
勝山委員	歯みがきをしてはいけないという学校はありますか。
山元委員	歯みがき粉による歯みがきは禁止になっていると思います。各学校では小学校1年生から子どもたちにコップを準備させて、歯科衛生士による歯みがき指導を実施していることもあり、低学年では歯みがきについて継続性はありますが、高学年になるにつれて、ぶくぶくうがいでだけでも、という習慣になっているのが現状であり問題であるのかなと思います。以前は、歯みがき体操など一定の時間を確保し歯みがき指導をしていた時期もありましたが、給食を食べる子どもたちの時間差の問題などで、一斉の歯みがき指導は難しくなり、今は学校独自の自主的な対応になっていると思います。低学年から根気よく歯みがき指導を続ければ、子どもたちにも習慣づくと思いますので、教職員の声掛けなど、繰り返すことが大切だと思います。
芝本教育長	ありがとうございます。他に、ご質問等はございませんか。 それでは、続いて報告第7号「富田林市教育委員会顕彰」表彰・感謝状について、まずは、教育総務課から説明をお願いします。
山本教育総務課長	それでは、報告第7号「富田林市教育委員会顕彰」表彰・感謝状について、ご報告申し上げます。報告第7号の功績調書をお願いします。各小学校区におきまして、児童の登下校の安全を見守り、通学路における危険箇所の点検など、10年以上「こどもの安全見守り活動」を続けておられる方につきまして、その功績をたたえ、「富田林市教育委員会顕彰規定」に基づき、富田林小学校区で25名、寺池台小学校区で15名、喜志西小学校区で20名、小金台小学校区で6名の方に感謝状を贈るものです。なお、感謝状につきましては、各学校からお渡しいただくこととなっております。以上で、ご報告とさせていただきます。
芝本教育長	次いで、生涯学習課より説明をお願いします。
増井生涯学習課長	同じく報告第7号「富田林市教育委員会顕彰」表彰について、ご報告申し上げます。野村綾之介さんは、幼稚園からトランポリンを始められ、11年目であり、就学1年前より育成選手コースに入り、小学生の頃から数々の大会で優勝、入賞をされています。今回、平成28年12月16日から18日まで行われました「川崎市長杯争奪2016国際トランポリンジャパンオープン兼全日本社会人選手権大会兼JOCジュニアオリンピックカップ」年齢別部門17・18才の部で優勝という素晴らしい功績をたたえ、「富田林市教育委員会顕彰規定」に基づき6月13日に表彰をおこないました。以上、ご報告とさせていただきます。
芝本教育長	ありがとうございます。それでは、報告第7号につきまして、何かご質問等はございませんか。
阪井教育長職務代理者	功績調書は、氏名・住所など、どの部分までホームページで公開するのですか。
山本教育総務課長	個人情報の観点から、氏名・推薦理由など個人を特定できない部分のみ公開となります。

阪井教育長職務代理者
仲野委員
山本教育総務課長

わかりました。
こどもの安全見守り活動への感謝状は、4校のみでしょうか。
感謝状を渡す時期が各小学校により異なりますので、今回は4校となります。各小学校から功績調書が提出され次第、順次、会議で報告させていただきます。

仲野委員
山本教育総務課長

1人1枚、感謝状を作成するのでしょうか。
そのとおりでございます。

仲野委員

ありがとうございます。こどもの安全見守り活動に従事されている方は無償で長年継続されている方が多いので、感謝状の取り組みはありがたいことだと思います。
すべての小学校に通知しているのでしょうか。
そのとおりでございます。

阪井教育長職務代理者
山本教育総務課長
阪井教育長職務代理者

活動年数10年以上とのことですが、一覧表を拝見すると17年の方も見受けられます。その方が10年目で功績調書に挙がってこなかった理由はあるのでしょうか。
こどもの安全見守り活動に対する個人表彰につきましては、以前より市表彰での個人表彰を検討されておりましたが、市表彰における細かな規定などから表彰を行うことは難しいとの判断に至りました。そのため、市表彰の担当課とも協議を行った結果、日頃の感謝の意を伝えるため、今回初めて、教育委員会顕彰の感謝状を贈呈することとなりました。

山本教育総務課長

わかりました。
他に、ご質問等はございませんか。
それでは、報告第8号「平成28年度富田林市一般会計予算継続費繰越計算の報告」について、学校給食課から説明をお願いします。

阪井教育長職務代理者
芝本教育長

それでは、報告第8号「平成28年度富田林市一般会計予算継続費繰越計算の報告」について、ご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により6月の市議会定例会におきまして報告をいたしております。まず、内容でございますが、(款)教育費、(項)小学校費、「事業名 給食センター建替え事業」につきましては、平成28年度の事業費が確定したことに伴いまして、14億6,241万7,480円を翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。また、財源につきましては、地方債及び繰越金でございます。以上でご説明とさせていただきます。

金銅教育総務部理事

ありがとうございます。それでは、報告第8号につきまして、何かご質問等はございませんか。
特に無いようなので、続きまして、報告第9号「富田林市文化振興事業団の平成28年度事業報告及び決算報告並びに平成29年度事業計画等」について、生涯学習課から説明をお願いします。

芝本教育長

それでは、報告第9号「富田林市文化振興事業団の平成28年度事業報告及び決算報告並びに平成29年度事業計画等」について、ご説明申し上げます。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、6月9日の議会にご提出させていただいたものでございます。別冊の報告第9号をお願いいたします。まず、37ページ事業の概要でございますが、「地域とともに」を基本理念とし、様々な事業を実施すると共に、28年度においては、すばるホール開館25周年とな

増井生涯学習課長

り、富田林市民の皆様の日頃の感謝の気持ちを込め、市民に向けた取り組みとして、「綾小路きみまろ笑撃ライブ 2016」や、「福田こうへいコンサート」など、市民に非常に人気の高いアーティスト公演を実施しました。また、チケットの「市民先行予約」を行うなど、より多くの市民がすばるホールに集まり、優れた芸術文化事業を鑑賞できる機会を提供しました。昨年度に続き Osaka Shion Wind Orchestra（旧大阪市音楽団）と締結した文化芸術パートナーシップ協定により、市内の小学5年生を対象とした学校鑑賞会や、中学校吹奏楽部を対象としたクリニックの他、一般向けファミリーコンサートを実施しました。次に、事業の内容でございますが、1. 文化芸術の振興事業の（1）舞台芸術 鑑賞事業としてドリームコンサート ジブリの思い出がいっぱい！ほか 17 事業。43 ページでは、（2）市民参加の文化芸術 創造事業として、「夏・劇！すばる演劇フェスティバル 2016」や施設全体を活用した「すばるキッズアートフェスティバル 2016」の開催。48 ページからは、（3）芸術文化の普及 啓発事業として昨年度に続き Osaka Shion Wind Orchestra（旧大阪市音楽団）と締結した文化芸術振興パートナーシップ協定により、市内の小学校を対象とした学校鑑賞会や、中学校吹奏楽部を対象としたクリニックの他、一般向けファミリーコンサートを実施しました。そして、57 ページになりますが、（4）教育文化に関する知識の普及啓発及びプラネタリウム投映に関する事業として、「福岡良子講演会」、プラネタリウム通常投映や星空観望会、プラネタリウムを会場とした事業などを実施しました。61 ページになりますが、（5）市民の芸術文化活動を推進するための環境づくりを目的とした事業として、中学生の職場体験やすばるホール賑わい創出イベント等を実施しました。次に 65 ページをお願いします。施設利用につきましては、公の施設管理者として、法令、条令を遵守し、公平・公正に施設を貸与し、施設の効果的、効率的な管理運営に努めました。施設利用状況では、すばるホールの利用人数は 22 万 1,721 人で、前年度と比較いたしますと 7,065 人の増となっております。続きまして、平成 28 年度の会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。71 ページをお願いいたします。決算につきましては、正味財産増減計算書の当年度の欄によりご説明申し上げます。一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部、（1）経常収益につきまして、①基本財産運用益 60 万 9,095 円、②特定資産運用益 29 万 3,828 円、③受取会費 83 万 5,000 円、④事業収益 3 億 2,511 万 3,329 円、事業収益の内訳として、指定管理料収益の 1,600 万 6,000 円の減額は、退職者 2 名分の給与等についての減額と⑤受取補助金分 270 万円分を減額しております。経常収益の計は 3 億 2,955 万 1,252 円で、前年度に比べまして 857 万 2,308 円の減でございます。一方、（2）経常費用は、①事業費 3 億 2,098 万 7,799 円、72 ページをお願いいたします。②管理費 500 万 7,646 円、管理費の内訳といたしまして、一番下の委託料の 356 万 5,080 円につきましては、今回の不正会計処理に伴う、第三者委員会の調査費用、刑事告訴の着手等に係る費用でございます。経常費用の計は 3 億 2,599 万 5,445 円で、前年度に比べまして 1,085 万 2,192 円の減でございます。したがって、当期経常増減額は、355 万 5,807 円でございます。2. 経常外増減の部の（1）経常外収益、過年度修正益、972 万 7,864 円は、第三者委員会の調査をもとに、過年度修正したものです。（2）経常外費用、返還金 1,073 万 1,119

円は、先ほどご報告させていただきました市への返還金でございます。過年度修正損 42 万 100 円は、過年度分の修正に伴う消費税の支払いとなり、税引前当期一般正味財産増減額は、213 万 2,452 円となり、法人税等を引きました、当期一般正味財産増減額は、111 万 6,452 円でございます。一般正味財産期首残高は 8,709 万 7,898 円で、一般正味財産期末残高は 8,821 万 4,350 円でございます。次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございます。したがって、正味財産期末残高は 2 億 8,821 万 4,350 円で、前年度に比べまして 111 万 6,452 円の増でございます。なお、70 ページの貸借対照表及び 73 ページ以降の財務諸表に対する注記、附属明細書、次の財産目録、貸借対照表内訳表及び 77 ページの正味財産 増減計算書内訳表の説明につきましては、まことに勝手ながら省略させていただきます。なお、本決算につきましては、36 ページにお戻りください。去る 5 月 17 日に当事業団の監事によります監査を受けており、監査報告書を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成 29 年度の事業計画書及び収支予算書につきまして内容のご説明を申し上げます。80 ページをお願い申し上げます。事業計画につきましては、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進と機会の充実を図るため「地域とともに」を基本理念として継続をいたします。本年度においては、地域の演劇文化普及を目的として、アマチュア劇団や人形劇団でつくる「夏・劇！すばる演劇フェスティバル」や市内在住・在学の小学 4 年生から高校生までを参加対象にした「すばるオリジナルミュージカル」を実施する。6 回目となるこのミュージカルは、過去実施した市民参加型事業や創造型事業の経験を活かし制作会社、イベント会社は通さず、全て自主制作する公演となり様々な芸術・文化に興味をもち、様々な分野で活躍する輝ける人材を輩出することを願い、10 年先、20 年先を見据えたプログラムです。また、昨年度に続き市内小学 4 年生を対象とした「音楽アウトリーチ事業」や南河内地区中学校教育研究会音楽部会との共催で「南河内地区中学校吹奏楽部初心者講習会」の他、Osaka Shion Wind Orchestra（旧大阪市音楽団）と締結した文化芸術振興パートナーシップ協定により、市内の小学 5 年生を対象とした学校鑑賞会や、中学校吹奏楽部を対象としたクリニックを実施するなど次世代への音楽普及を目的とした事業を実施する。さらに、新たな取り組みとしては、PTNA（ピティナ：一般社団法人全日本ピアノ指導者協会）と提携し、公共のホールでは全国初となるピティナ富田林すばるホールステーションを設立し、地域の音楽文化を発展させる事業を実施していく。本年度ではその事業として「ピティナ・ピアノステップ」を開催します。次に、29 年度の収支予算でございますが、86 ページの収支予算書をお願いいたします。まず、一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益といたしまして、事業収益 3 億 2,216 万 1 千円とその他で、経常収益計は、3 億 2,361 万 7 千円でございます。次に、(2) 経常費用といたしまして、事業費支出 3 億 2,303 万 1,270 円、87 ページに移りまして、管理費 198 万 2,730 円、経常費用計は、3 億 2,501 万 4,000 円でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス 139 万 7 千円でございます。また、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございますので、

正味財産期末残高は2億7,512万2,952円でございます。以上で公益財団法人富田林市文化振興事業団の経営状況報告を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

芝本教育長

説明ありがとうございます。それでは、私の方から伺います。不正会計があった中で、29年度はどのような業務改善計画を行い進めていくのか、85ページについて説明をお願いいたします。

増井生涯学習課長

業務改善計画につきましては、①各種手当等に関する現状調査の実施、②現金保管場所の分離および保管方法の厳格化、③金庫暗証番号管理の厳格化、④預金通帳、銀行届出印の厳重保管、⑤小口現金払いの抑制、⑥小口振込専用口座の運用、⑦現金回収時の証憑添付と確認、ダブルチェックの徹底、⑧入金業務フローの厳守、⑨会計、経理担当者の定期異動、⑩決裁区分、決裁権の変更と厳格化、⑪共有の会計端末PCを運用、⑫会計システム決裁承認システムの運用、⑬全金庫に監視カメラシステムの運用、⑭幹事による四半期毎の定期監査の実施、⑮監査体制充実のため監事1名増員、⑯不正を防止する組織体制構築のための規程周知、⑰第三者委員会の提言をもとにした改善への取り組みの17項目について改善、計画を進められています。担当課といたしましては、平成29年5月19日に生涯学習課職員4名による現地調査を行い、事業団職員からの聞き取り、書類検査、実地検査など業務改善計画の進捗状況について確認を行ったところでございます。

芝本教育長

特に、平成29年度から新しく取り組むのは⑭幹事による四半期毎の定期監査の実施と⑮監査体制充実のため監事1名増員で、さらに厳格化していくということですね。

増井生涯学習課長

そのとおりです。

芝本教育長

わかりました。他に、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

⑭幹事による四半期毎の定期監査の実施ですが、結局のところ、監査の回数を増やすのではなく、監査の手法に問題があると思います。特に不祥事が起こった時と同じ監事がそのまま留まるということについて、生涯学習課は説明を受けていますか。年1回の監査が不十分だったから見逃しがあり、それを防止するために四半期ごとに監査を実施したところで、同じやり方だと、同じことを4回するだけです。その点について文化振興事業団から、どのような説明を受けていますか。確か、前回にお話を伺った際は、文化振興事業団に顧問税理士はおらず、税務関係的なことは、この監事の方に聞いていた。最終的にその方が監事をされるとなると、自分のアドバイス通りにやっていたことを、特段チェックしようなどの意識は出てこないと思います。この機会に、監事を2名にするのであれば、税理士を1名入れ、チェックする監事1名にするのが良いかと思いますが、その点については、どのように聞いておられますか。

山本生涯学習部長

今回監事を2名に増員することで定期監査を強化いたしますが、先程、阪井委員からご指摘いただいたとおり、今までと同じような監査の手法では意味がございません。具体的な監査の手法について、文化振興事業団から報告は受けておりませんが、生涯学習課としましては、ご指摘の内容について、事業団に指導してまいりたいと考えております。

阪井教育長職務代理者

例えば、⑦現金回収時の証憑添付と確認、これは、駐車場のジャーナルをきちんと確認しなさいということだと思っております。不正会計処理が発覚した際は、よくわか

らない領収証がついていたりしたと話があったと思いますが、その分は、⑭幹事による四半期毎の定期監査に入るのでしょうか。

山本生涯学習部長
阪井教育長職務代理者

そのとおりです。

そうすると、やはり⑭の幹事による四半期毎の定期監査は重要になってきますので、先程、お話ししたことが気になります。

山本生涯学習部長

その点につきましては、私どもの方から、事業団に指導してまいりたいと考えております。

阪井教育長職務代理者

これだけの大きな不祥事が長年ありました。今回、市議会でも「このような不祥事は防げたのではないか」という指摘があったと思います。それを受けて、引き続き同じ監事が監査するという事について、少なくとも、この監事の方から、今まで自分が行った監査について、何かコメントは出ているのでしょうか。平成28年度の監査報告書を拝見しましたが、昨年度と何ら変わりのない報告書です。その点について、どのように考えておられますか。

山本生涯学習部長

監事の方からコメントは頂いておりません。

阪井教育長職務代理者

なぜ、同じ方が引き続き監事をされるのですか。普通は責任を取って監事を変えると思うのですが。

山本生涯学習部長

その点につきまして、私共も詳しく確認しておりませんので、文化振興事業団に説明を求めたいと思います。

阪井教育長職務代理者

では、次に、今年4月に不正による返還金の一部を受け取ったと思いますが、経過を教えてください。

山本生涯学習部長

平成29年3月30日付けで返還の申し出があり、同年4月28日に受理しています。

阪井教育長職務代理者

出納整理期間中に返還を受けたということで、市は平成28年度に返金を受理されたのでしょうか。

山本生涯学習部長

そのとおりでございます。

阪井教育長職務代理者

正味財産増減計算書内訳表78ページの中段、2.経常外増減の部を拝見すると、(1)の過年度修正益で972万円、(2)の経常外費用で返還金の1,073万円を計上しています。過年度修正益とはどういうことですか。

西田生涯学習部次長

修正益につきましては、76ページの賃借対照表内訳表の未収金に、不正による返還金の請求金額を含んでおります。

阪井教育長職務代理者

つまり、実際には、一部しか返金されていないお金を利益として計上しました。実際には回収できていないお金もありますよね。先払い的に市へ返金して頂いたことになるとと思いますが、そうすると、お金の流れるにはどこかで減少していないとおかしいと思うのですが。

増井生涯学習課長

市への返還金については、未払金として、70ページ、賃借対照表の中段、Ⅱ負債の部のⅠ未払金3,390万7,010円に、市への返還金1,073万1,119円が含まれて計上されています。

阪井教育長職務代理者

出納整理期間を経て処理しているのであれば未払金にはならないと思うのですが。

増井生涯学習課長

市の出納閉鎖は5月31日ですが、事業団の諸表の作成は3月31日現在となりますので、期日が違うことによる相違です。

阪井教育長職務代理者

では、財産目録上、まだ、支払いされていないということで処理しているのですね。

増井生涯学習課長	そのとおりです。支払うことは確定していますが支払いされていないお金として貸借対照表に計上されています。
阪井教育長職務代理人	来年度に拝見したとき、財団が持つておられる現金部分が大きく減少するということですね。
増井生涯学習課長	そのとおりです。
阪井教育長職務代理人	もうひとつ、不正受給については一部返金があり、預かり金として処理しているとのことですが、不正受給された給料は、市が支払う必要の無いお金になりますので、どのような処理をされているのでしょうか。
山本生涯学習部長	減額処理しております。
阪井教育長職務代理人	減額された分は返金しないといけないお金ですよ。その分は1,073万円と重なるのでしょうか。
山本生涯学習部長	重なりません。指定管理料で精算しています。
阪井教育長職務代理人	事情を知っていたらわかるのですが、指定管理料でどれだけ減額して、精算しているというのは、貸借対照表とか増減計算書の中ではわからないですよ。市では、報告書など事業団から頂いているのですか。
山本生涯学習部長	計算書を示して4期目で精算していますので、計算書がございます。
阪井教育長職務代理人	わかりました。
芝本教育長	いずれにせよ、今後も厳格な対応が必要であり、何よりも市民の信頼回復に向けて頑張っていかなければなりません。我々は文化振興事業団を指導する立場でありますので、担当課におかれましては、よろしくお願ひいたします。他に、何かご質問等はございませんか。それでは、報告案件はこれで終わらせていただき、日程第4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は6件の案件がございます。
	それでは、議案第18号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、教育総務課から説明をお願いします。
山本教育総務課長	それでは、議案第18号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明させていただきます。当委員会は、余裕教室活用指針に基づき、市立小・中学校に生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほか、地域等での活用方法等を検討、審議することとしております。このたび、4月の人事異動、並びに選出区分の役員改選等に伴い、「富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱」第3条の規定により、委嘱・任命をお願いするもので、新委員の任期は、前任者の残任期間である、平成30年6月30日までです。なお、変更のあった委員については、氏名に網掛けをしております。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
芝本教育長	本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第18号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。余裕教室の活用につきましては、今回の議会でも質問がありました。活用につきましては、ハード面のみならず、ソフト面におきましても検討のほど、よろしくお願ひいたします。
	それでは、次に、議案第19号「富田林市立小中学校区対策委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第 19 号「富田林市立小中学校区対策委員会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市立小中学校校区対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、富田林市立小中学校の通学区域について、調整・審議し意見を具申することを目的としております。同委員会規則第 3 条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年間でございます。なお、変更のあった委員には、氏名に網掛けをしております。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 19 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。子どもたちの就学に際して、適切な校区編成のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 20 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第 20 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策の推進を図ることを目的としております。同委員会要綱第 4 条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 2 年間でございます。なお、今回変更のあった委員には、氏名に網掛けをしております。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 20 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。いじめはどこでも、誰にでも起こる可能性があることです。未然予防と早期発見、早期解決をこの委員会の意見をもとに進めていただきますようお願いいたします。

それでは、議案第 21 号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、議案第 21 号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。学校給食センター運営委員会は、富田林市立学校給食センター条例第 5 条の規定により教育委員会の諮問に応じて、学校給食に関する重要な事項を調査審議し、意見の具申を行う機関として設置しております。このたび、富田林市立学校給食センター条例施行規則第 6 条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、委員の任期は平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年間でございます。なお、変更のあった委員には氏名に網掛けをしております。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 21 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。

それでは、次に、議案第 22 号「富田林市立小学校給食会理事の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、議案第 22 号「富田林市立小学校給食会理事の委嘱・任命」につつま

て、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。この件につきましては、4月の定例教育委員会で議決を頂きましたが、表中「小学校PTA代表」につきましては、平成29年5月のPTA総会を経て、ご推薦をいただきましたので、小学校給食会設置要綱第3条の規定により平成29年度の理事を委嘱・任命するにあたり、改めて議決を頂くものでございます。それでは表をご覧ください。選出区分の小学校PTA代表欄の網掛けになっている方が新たに理事として委嘱させていただく方々です。以上、小学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第22号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。理事会の意見などを参考にいただき、安全・安定した小学校給食の提供をお願いいたします。

それでは、最後に、議案第23号「富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

増井生涯学習課長

それでは、議案第23号「富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。放課後子ども教室運営委員は、放課後子ども教室推進事業を円滑に進めるため、富田林市放課後子ども教室運営委員会設置要綱に基づき設置されているものでございます。現委員の任期が、本年6月30日をもって満了を迎えますことから、新たに、委嘱・任命を行うものでございます。本日、ご提案申し上げました委員の内、再任をお願いいたしました委員につきましては説明を省略させていただきます。選出組織の変更等によりまして選出されました委員、及び新規枠の委員につきましては、氏名に網掛けするとともに、下記の新旧委員対照表に記載しております。なお、任期につきましては、富田林市放課後子ども教室設置要綱第5条の規定により、平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間でございます。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第23号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。運営委員会の意見や提案などを受けまして、子どもたちの放課後の育みをお願いいたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成29年度6月の定例教育委員会会議を終了いたします。